

様式第1号

農用地利用集積等促進計画

農地中間管理権の設定関係 ※(集積) 出し手 → 機構

| | | | |
|-------------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 丙 共有者等 の 捨 て 印 | ※自署(氏名)も可 | 甲 捨 て 印 | ※自署(氏名)も可 |
|-------------------------------|-----------|------------------|-----------|

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

| 整理番号 | 契約関係者 | 氏名又は名称及び代表者職・氏名 | 住 所 | | |
|---|---|------------------------------------|---|-----|-------------------------------|
| | 農地中間管理機構に権利を設定する者 (甲) ※ 法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入 | ※所有者等 フリガナ この農用地利用集積等促進計画に同意する。 | 〒 - (電話番号:任意記入) - - | | |
| | | (自署又は記名押) | ※電話番号の取り扱いに同意される場合は☑してください。 <input type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(16)により取り扱われることに同意します。 | | |
| | 農地中間管理機構 (乙) | 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 | 岡山市中区古京町一丁目7番36号 | | |
| (甲) 以外の者 で (A) の土地 につき所有権そ 他の使用収益 権を有する者 (丙) | 住 所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| | | | 所有権・その他 () | ○ | ※自署(氏名)も可 |
| | | | 所有権・その他 () | | ※共有者等は甲の捨て印欄 の左に捨て印 (又は自署) |
| | | | 所有権・その他 () | | |
| | | | 所有権・その他 () | | |

| 農地中間管理権の設定をする土地 (A) | | | | (乙) に設定する農地中間管理権 (B) | | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|----|----------------------|-----------------------|----------------|---------------------------------|----------|--------------|------------------------|--------------------------------------|
| 所 在 等 | | | | 現況地目 ※該当に○か記入 | 面 積 m ² | 権利の種類 ※該当に○ | 内容 (土地の利用 目的) ※該当に○か記入 | 始期 | 存続期間 (終期) | 借賃 (年額) ※一筆ごとに記入 | (賃貸借の場合) 借賃の支 払方法 |
| 市町村名 | 市・町・村 区 | | | | | | | | | | |
| No. | 大字 | 字 (省略可) | 地番 | | | | | | | | |
| 1 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | 毎年12月25日 までに(甲)が 指定する口座 に振込 |
| 2 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 3 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 4 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 5 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 6 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 7 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 8 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 9 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 10 | | | | 田・畑 ・ () | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・ () | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | 円 | |

※土地改良事業実施の可能性についての説明
農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。 令和 年 月 日

農地中間管理機構 (乙) 住 所 (同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別業とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受ける一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(「毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込」)を記載する。なお、対象土地が共有の場合でも賃料は(甲)が指定する口座に一括して支払うものとする。また、物納 は認められない。
- (9) (丙) 欄は、甲以外の使用収益権(所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利)を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(以下「乙」という。)に権利の設定をする者(以下「甲」という。)、乙及び乙から権利の設定を受ける者(以下「転借人」という。)が協議して定める額に改訂する。
- (3) 借賃の支払猶予
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (4) 転貸
乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (5) 借賃の増額又は減額
ア 甲、乙及び転借人は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
イ 甲、乙及び転借人は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定める。
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定める。
- (6) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明かにする。
- (7) 障害の除去等
甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (8) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
ア 転借人が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、転借人が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は転借人が負い、収去に要した経費も転借人の負担とし、乙は負担の義務を負わない。
イ 転借人が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合は、乙は事前に転借人が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得なければならない。また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び転借人が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

- (10) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
- エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 相当の期間(1年間)を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人はその終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。(附属物の取扱いについては(9)による。)ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、転借人は、原状回復の義務を負わない。
イ 転借人は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び転借人の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び転借人双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 転借人は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (14) 権利取得者の責務
乙は、転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがある。
- (16) 個人情報の取扱について
乙は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。
- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び転借人並びに岡山県、当該土地の所在市町村が協議して定める。
- (18) 農用地利用集積等促進計画書の保有
本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲及び乙は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|----------------------|----------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 経常賦課金 | | |
| 特別賦課金 | | |
| 水利費 | | |
| その他() | | |

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (10)租税公課等の負担 に記載の原則による。

農用地利用集積等促進計画

農地中間管理権の設定関係 ※(一括) 出し手 → 機構 → 受け手

| | | | | | |
|-------------------|-----------|--------------|--|--------------|--|
| (丁) の共有者 等印 | ※自署(氏名)も可 | 甲 捨て 印 | | 丙 捨て 印 | |
|-------------------|-----------|--------------|--|--------------|--|

| | | | | |
|--------|---|---|-------|--|
| 1 各筆明細 | 地域計画 | 1 区域内 | 2 区域外 | |
| 整理番号 | 契約関係者 | 氏名又は名称及び代表者職・氏名 | | 住 所 |
| | 農地中間管理機構に権利を設定する者(甲) ※ 法人の場合は、 法人名、代表者職名・氏名を記入 | ※所有者等 フリガナ この農用地利用集積等促進計画に同意する。 (自署又は記名押印) | | 〒 (電話番号:任意記入) - - ※電話番号の取り扱いに同意されるときは <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。 |
| | 農地中間管理機構(乙) | 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 | | 岡山市中区古京町一丁目7番36号 |
| | 農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙) ※ 法人の場合は、 法人名、代表者職名・氏名を記入 | ※転借人 フリガナ この農用地利用集積等促進計画に同意する。 (自署又は記名押印) ※ご自分に法令違反等の事実がないときは <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。 <input type="checkbox"/> 私は、農業関係法令(裏面「共通事項」(18))を遵守しており、法令違反の事実はありません。また、私は、権利取得後、農業等に供することなく、権利取得後3年以内に他者に譲渡や権利設定し、又は転用する行為は行っていません。 ※上記の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> がないときは、別途自己申告書の提出をお願いすることとなります。 | | 〒 (電話番号:任意記入) - - ※電話番号の取り扱いに同意されるときは <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。 |

| | | | | | |
|--------------------------------------|----|--------|------------|-----|--------------------------|
| 権利を設定する土地の(甲)以外の所有権その他の使用収益権を有する者(丁) | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| | | | 所有権・その他() | | ※自署(氏名)も可 |
| | | | 所有権・その他() | | ※共有者等は甲の捨て印欄の左に捨て印(又は自署) |

※土地改良事業実施の可能性についての説明
農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります。

| 権利の設定をする土地(A) | | | | (乙)に設定する権利(B)及び(丙)に設定する権利(C) | | | | | | | |
|---------------|---------|--------|----|------------------------------|---------|----------------|-----------------------------|----------|--------------|------------------------|--|
| 所在等 ※該当に○ | | | | 現況地目 ※該当に○か記入 | 面積 ㎡ | 権利の種類 ※該当に○ | 内容 (土地の利用目的) ※該当に○か記入 | 始期 | 存続期間 (終期) | 借賃 (年額) ※一筆ごとに記入 | (賃貸借契約の場合) 借賃の支払方法 |
| 市町村名 | 市・町・村 区 | | | | | | | | | | |
| No. | 大字 | 字(省略可) | 地番 | | | | | | | | |
| 1 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | (乙から甲への支払方法) 毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込 |
| 2 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 3 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 4 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 5 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 6 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | (丙から乙への支払方法) 毎年12月15日までに(丙)の口座から引落又は(乙)が指定する口座に振込 |
| 7 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 8 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 9 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 10 | | | | 田・畑 ・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地 ・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | 円 | |

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。 令和 年 月 日

農地中間管理機構 (乙) 住 所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別業とする。
 - (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
 - (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受ける一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
 - (4) (B) 及び(C) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
 - (5) (B) 及び(C) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
 - (6) (B) 及び(C) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
 - (7) (B) 及び(C) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

- (8) (B) 及び(C) 欄の「借賃の支払方法」は、乙から甲への支払方法は「毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込」とし、丙から乙への支払方法は「毎年12月15日までに(丙)の口座から引落又は(乙)が指定する口座に振込」とする。なお、対象土地が共有の場合でも賃料は(甲)が指定する口座に一括して支払うものとする。また、物納は認められない。

※注意：丙の引落口座は、岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限りませす。

- (9) (丁) 欄は、甲以外の使用収益権(所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利)を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。

(確認事項)

- | | | |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 1 | これまで貸し付けていた農用地等と同一の農用地等のみを同一の者に貸し付けるものである。(☑が入った場合は、様式第9号の1又は様式第9号の3の添付を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 2 | 定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。(☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 3 | 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。(☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。))第12条第2項第1号口、第3号及び第4号)を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 4 | 農業委員会が、規則第12条第3項第4号のイからハまでに掲げる区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。(規則第12条第2項第1号(口を除く。))及び第2号)を省略できる。) |
- ※地域計画における「農業を担う者」のみに適用

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 以下「乙」という。)から権利の設定を受ける者(以下「丙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙に権利の設定をする者(以下「甲」という。)、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 転貸
乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (6) 借賃の増額又は減額
ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

- (7) 遅延損害金
ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。

- (8) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明かにする。
- (9) 障害の除去等
甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

- (10) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び丙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

(11) 附属物の設置等

- ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は丙が負い、取去に要した経費も丙の負担とし、乙は負担の義務を負わない。

- イ 丙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合は、乙は事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得なければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び丙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、丙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、丙は取去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

- (12) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、丙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
- エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

- (13) 甲との賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 相当の期間(1年間)を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (14) 丙との賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 丙が、当該農用地等を適正に利用していない、又は農作業を適正に行っていないと認められるとき。
イ 丙が、正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (15) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

- (16) 目的物の返還
ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙はその終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 丙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び丙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び丙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

- エ 丙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (17) 権利取得者の責務
ア 乙は、丙に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
イ 丙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
ウ 丙は、乙から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。
- (18) 遵守すべき法令
丙が遵守すべき農業に関する法令は次のとおりとする。①農地法第3条、第4条、第5条及び第42条 ②農業振興地域の整備に関する法律第15条の2及び第15条の3 ③種苗法(育成者権に係るもの) ④農薬取締法第24条

- (19) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがある。

- (20) 個人情報の取扱について
乙は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲及び丙は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。

- (21) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙並びに岡山県、当該土地の所在市町村が協議して定める。

- (22) 農用地利用集積等促進計画書の保有
本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲、乙及び丙は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに丙の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|------------------------|--------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 経常賦課金 | | |
| 特別賦課金 | | |
| 水利費 | | |
| その他() | | |

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (12)租税公課等の負担 に記載の原則による。

農用地利用集積等促進計画

| | | | | |
|--------|-----|---|---|----|
| 意見照会番号 | 岡担財 | 第 | 号 | 配分 |
|--------|-----|---|---|----|

乙捨て印

※自署(氏名)も可

賃借権又は使用貸借による権利の設定 ※(配分) 機構 → 受け手

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

| 整理番号 | 契約関係者 | 氏名又は名称及び代表者職・氏名 | 住 所 |
|------|--------------------------|--|--|
| | 農地中間管理機構 (甲) | 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 | 岡山市中区古京町一丁目7番36号 |
| | 農地中間管理機構から権利の設定を受ける者 (乙) | ※転借人 フリガナ この農用地利用集積等促進計画に同意する。 <div style="text-align: right;">(自署又は記名押印)</div> | 〒 (電話番号:任意記入) - - |
| | ※ 法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入 | ※ご自分に法令違反等の事実がないときは <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。 <input type="checkbox"/> 私は、農業関係法令(裏面「共通事項」(18))を遵守しており、法令違反の事実はありません。 また、私は、権利取得後、農業等に供することなく、権利取得後3年以内に他者に譲渡や権利設定し、又は転用する行為は行っていません。 ※上記の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> がないときは、別途自己申告書の提出をお願いします。 | ※電話番号の取り扱いに同意される場合は <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。 <input type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(16)により取り扱われることに同意します。 |

| 権利を設定する土地 (A) | | | | (甲) が (乙) に設定する権利 (B) | | | | | | | |
|---------------|-------|---------|----|-----------------------|-----------------------|----------------|--------------------------|----------|--------------|------------------------|--|
| 所 在 等 ※該当に○ | | | | 現況地目 ※該当に○か記入 | 面 積 m ² | 権利の種類 ※該当に○ | 内 容 (土地の利用目的)※該当に○か記入 | 始期 | 存続期間 (終期) | 借賃 (年額) ※一筆ごとに記入 | (賃貸借の場合) 借賃の支払方法 |
| 市町村名 | 市・町・村 | | | | | | | | | | |
| No. | 大字 | 字 (省略可) | 地番 | | | | | | | | |
| 1 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | 毎年12月15日までに(乙)の指定する口座から引落又は(甲)が指定する口座に振込 |
| 2 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 3 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 4 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 5 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 6 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 7 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 8 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 9 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 10 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 11 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 12 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 13 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 14 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 15 | | | | 田・畑・() | | 賃借権・使用貸借 | 水田・畑・樹園地・() | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 円 | |
| 計 | | | | | m ² | | | | | 円 | |

※土地改良事業実施の可能性についての説明
 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。 令和 年 月 日

農地中間管理機構 (甲) 住 所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別業とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(例えば、「毎年12月15日までに(乙)の指定する口座(岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限る)から引落」又は「毎年12月15日までに(甲)の指定口座へ振込」等)を記載する。

| （確認事項） | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1 これまで貸し付けていた農用地等と同一の農用地等のみを同一の者に貸し付けるものである。(☑が入った場合は、様式第9号の1又は様式第9号の3の添付を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 2 定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。(☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 3 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。(☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条第2項第1号、第3号及び第4号)を省略できる。) |
| <input type="checkbox"/> | 4 農業委員会が、規則第12条第3項第4号のイからハまでに掲げる区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。(規則第12条第2項第1号(ロを除く。))及び第2号)を省略できる。) ※地域計画における「農業を担う者」のみに適用 |

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 以下「甲」という。)から権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、土地所有者、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 借賃の増額又は減額
ア 土地所有者、甲及び乙は、当該土地に1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
イ 土地所有者、甲及び乙は、賃借権の目的物が農地である場合で、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付・収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

- (6) 遅延損害金
ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。
- (7) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲又は乙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

- (8) 附属物の設置等
ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とし、甲は負担の義務を負わない。

- イ 乙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、甲が同意しようとする場合は、甲は事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について土地所有者も同意していることを通知するものとするが、土地所有者、甲及び乙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、乙が土地所有者及び甲の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

- ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

- (9) 租税公課等の負担
ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 当該農用地等を適正に利用していない、又は農作業を適正に行っていないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災その他、土地所有者及び甲並びに乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 目的物の返還
ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその終了の日から30日以内に、土地所有者に対して当該土地を原状に回復して返還する。甲は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、土地所有者の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において土地所有者及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、土地所有者及び乙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (13) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲及び乙並びに岡山県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがある。
- (16) 個人情報の取扱について
甲は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。乙は、甲が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。
- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、土地所有者、甲及び乙並びに岡山県が協議して定める。
- (18) 遵守すべき法令
乙が遵守すべき農業に関する法令は次のとおりとする。①農地法第3条、第4条、第5条及び第42条 ②農業振興地域の整備に関する法律第15条の2及び第15条の3 ③種苗法(育成者権に係るもの) ④農薬取締法第24条
- (19) 農用地利用集積等促進計画書の保有
本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲及び乙は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 経常賦課金 | | |
| 特別賦課金 | | |
| 水利費 | | |
| その他() | | |

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (9)租税公課等の負担 に記載の原則による。

賃借権又は使用貸借による権利の移転関係

※(移転)受け手 → 受け手

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

Table with 4 main columns: 整理番号, 契約関係者, 氏名又は名称及び代表者職・氏名, 住所. It details the transfer of rights between parties (甲 and 乙) and includes checkboxes for consent and legal compliance.

Table with 10 columns: 所在等 (市町村名, 大字, 字, 地番), 現況地目, 面積, 権利の種類, 内容, 始期, 存続期間, 借賃(年額), 借賃の支払方法. It lists 15 items of land and associated lease terms.

※土地改良事業実施の可能性についての説明
農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）が行われることがあります。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。 令和 年 月 日
農地中間管理機構 住 所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の移転の当事者ごとに別業とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。
なお、1筆の一部について権利が移転される場合には地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受けの一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(例えば、「毎年12月15日までに(乙)の指定する口座(岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限る)から引落」又は「毎年12月15日までに機構の指定口座へ振込」等)を記載する。

(確認事項)

- 1 定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。(☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。)
- 2 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。(☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条第2項第1号ロ、第3号及び第4号)を省略できる。)
- 3 農業委員会が、規則第12条第3項第4号のイからハまでに掲げる区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。(規則第12条第2項第1号(ロを除く。)及び第2号)を省略できる。)※地域計画における「農業を担う者」のみに適用

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより移転される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利の移転
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により移転される。なお、当該土地以外のもの(建物、柵及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も移転又は設定されない。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により権利の移転を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定又は移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 以下「機構」という。)に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、土地所有者、機構及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 借賃の増額又は減額
ア 土地所有者、機構及び乙は、当該土地に1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
イ 土地所有者、機構及び乙は、賃借権の目的物が農地である場合で、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、土地所有者、機構及び乙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが機構又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付・収穫の状況を踏まえ、土地所有者、機構及び乙が協議して定める。

- (6) 遅延損害金
ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。

- (7) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、機構又は乙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、機構が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、機構又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 機構は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

- (8) 附属物の設置等
ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、機構の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とし、機構は負担の義務を負わない。

- イ 乙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、機構が同意しようとする場合は、機構は事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得なければならない。また、機構が乙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について土地所有者も同意していることを通知するものとするが、土地所有者、機構及び乙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、乙が土地所有者及び甲の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、機構は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

- (9) 租税公課等の負担
ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
- エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
機構は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 当該農用地等を適正に利用していない、又は農作業を適正に行っていないと認められるとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災その他、土地所有者及び機構並びに乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

- (12) 目的物の返還
ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその終了の日から30日以内に、土地所有者に対して当該土地を原状に回復して返還する。機構は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、土地所有者の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において土地所有者及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、土地所有者及び乙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (13) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
機構及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、機構及び乙並びに岡山県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、機構から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、機構に報告しなければならない。
- (15) 遵守すべき法令
乙が遵守すべき農業に関する法令は次のとおりとする。①農地法第3条、第4条、第5条及び第42条 ②農業振興地域の整備に関する法律第15条の2及び第15条の3 ③種苗法(育成者権に係るもの) ④農業取締法第24条
- (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがある。
- (17) 個人情報の取扱について
機構は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲及び乙は、機構が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、土地所有者、機構、甲及び乙並びに岡山県が協議して定める。

- (19) 農用地利用集積等促進計画書の保有
本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲、乙及び機構は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 乙及び機構並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び機構の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|-----------------------------|-------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 經常賦課金 | | |
| 特別賦課金 | | |
| 水利費 | | |
| その他() | | |

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (9)租税公課等の負担 に記載の原則による。

様式第6号

岡担財第 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

地域農業経営基盤強化促進計画の区域内の農用地等に係る農用地
利用集積等促進計画(案)の提出等の協力について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第1項及び第2項の規定に基づき、貴市町村が策定した地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)の区域内の農用地等に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)(案)の提出等の必要な協力を求めます。

については、地域計画を定める必要が生じた場合、地域計画の区域内における農用地等に係る促進計画(案)及び添付資料等を作成し、農業委員会の意見を添付して岡山県農地中間管理機構にご送付いただきますようよろしくお取り計らいください。

様式第7号の1（参考様式）

（〇〇支部経由）

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
（岡山県農地中間管理機構）

理 事 長 様

市町村長

令和〇〇年度農用地利用集積等促進計画（案）について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を作成したので、送付します。

なお、本農用地利用集積等促進計画（案）に記載の内容については、農用地等の所有者等及び転借人に係る耕作条件等の確認、同意印の徴取を行い、地域農業経営基盤強化促進計画及び農地台帳等と照合済であることを申し添えます。

記

1 送付書類

（1）農用地利用集積等促進計画（案） 通

（2）添付書類

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条に定める添付書類
（農地中間管理事業事務処理要領第5の1に定める添付書類）
- ・相続権に係る自己申告書

（3）（1）のテンプレート

2 農業委員会の意見（令和 年 月 日に聴取）

本農用地利用集積等促進計画（案）について、（市町村）農業委員会の意見は次のとおりである。

○（市町村）農業委員会の意見

※農業委員会の意見は、別紙により添付することも可能です。

様式第7号の2（参考様式）

（〇〇支部経由）

番
令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
（岡山県農地中間管理機構）
理事長

様

市町村長

令和〇〇年度農用地利用集積等促進計画（案）について
（共有者不明農地分）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を作成したので、送付します。

なお、本農用地利用集積等促進計画（案）に記載の内容については、農用地等の所有者等（知っている者）及び転借人に係る耕作条件等の確認、同意印の徴取を行い、地域農業経営基盤強化促進計画及び農地台帳等と照合済みですが、知っている者を含め共有持ち分の2分の1を超える共有持ち分を有する者が確知できないことを申し添えます。

記

1 送付書類

（1）農用地利用集積等促進計画（案） 通

（2）添付書類

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条に定める添付書類
（農地中間管理事業事務処理要領第5の1に定める添付書類）

（3）（1）のテンプレート

2 農業委員会の意見（令和 年 月 日に聴取）

本農用地利用集積等促進計画（案）について、（市町村）農業委員会の意見は次のとおりである。

○（市町村）農業委員会の意見

※農業委員会の意見は、別紙により添付することも可能です。

様式第8号の1 (参考様式)

(〇〇支部経由)

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)

理 事 長 様

〇〇農業委員会

令和〇〇年度農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

なお、本農用地利用集積等促進計画（案）に記載の内容については、農用地等の所有者等及び転借人に係る耕作条件等の確認、同意印の徴取を行い、農地台帳等と照合済であることを申し添えます。

記

送付書類

- (1) 農用地利用集積等促進計画（案） 通
- (2) 添付書類
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条に定める添付書類
(農地中間管理事業事務処理要領第5の1に定める添付書類)
 - ・相続権に係る自己申告書
- (3) (1) のテンプレート

様式第8号の2（参考様式）

（〇〇支部経由）

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
（岡山県農地中間管理機構）

理 事 長 様

〇〇農業委員会

令和〇〇年度農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
（共有者不明農地分）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

なお、本農用地利用集積等促進計画（案）に記載の内容については、農用地等の所有者等（知っている者）及び転借人に係る耕作条件等の確認、同意印の徴取を行い、農地台帳等と照合済であります。知っている者を含め共有持ち分の2分の1を超える共有持ち分を有する者が確知できないことを申し添えます。

記

送付書類

- （1）農用地利用集積等促進計画（案） 通
- （2）添付書類
 - ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条に定める添付書類
（農地中間管理事業事務処理要領第5の1に定める添付書類）
- （3）（1）のテンプレート

【添付書類】

様式第9号の1

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人：法人以外）

| 整理番号 | | 氏名又は名称 | | | 農作業従事日数 | | | | | |
|--|--|-----------------------------|--------------------------------------|-----------------|--------------|--|-----------------------------|------------------------------|----|----|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ² | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ² | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C) | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D) | | | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F) | | |
| | | | 世帯員 | 農業専従者 | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 農地 | 農地 | | 人 | 主たる従事者 | | 人日 | | | | |
| 採草放牧地 | | | | その他 の 従事者 | 主として農業に従事する者 | | | | | 人 |
| その他 | | | | 採草放牧地 | 従として農業に従事する者 | | | | | 人 |
| 農作業に従事する者の配置の状況 (G) | 市町村 | 氏名 | | 住所地、拠点となる場所等 | | 賃借権の設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、賃借権の設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H) | 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況 (I) | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の賃借権の設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上（自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は畜養の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。
- (5) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）する。（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (6) (I)欄は、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に記入する。
- (7) 権利設定を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し（促進計画への記載含む。）、添付する。

様式第9号の2

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------------------|--------------------------------------|--|----|----|-----------|--------------|------|-----|--|
| 整理番号 | 農地所有適格法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C） | | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ² | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ² | | 事業の種類 | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F) | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G) | | | | | | | |
| | | | | 農畜産物名 | 関連事業等の内容 | 左記以外の事業の内容 | | | | | | | | | |
| | | | 現在 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 賃借権の設定等を受けた後 | | | | | | | | | | | | |
| 農地 | | 農地 | 事業の実施状況及び事業計画 | | | | | | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 採草放牧地 | | | | 農業 | | | | 左記以外の事業 | | | | | | | |
| その他 | | 採草放牧地 | 3年前 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 2年前 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1年前 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 初年度 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 2年目 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3年目 | | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D） | | | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E） | | | | | | | | | |
| 氏名・名称 | 農業関係者 | 議決権又は株式の数 | | 法人への農地等の権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | 法人と構成員との取引関係等の内容 | 氏名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | | | |
| | | 株主総会 | 種類株主総会 | 権利の種類 | 面積 m ² | 前年実績 | 見込み | | | | 年間農作業従事日数 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 前年実績 | 見込み | 前年実績 | 見込み | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雇用労働力（年間延日数） | | 人日 | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける者が賃借権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、賃借権等の設定を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況（I） | | | | | | 市町村 | | | 氏名 | | | 住所地、拠点となる場所等 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 各筆明細下段の「（確認事項）」3（※移転は2）の口に✓がある場合は、「農地所有適格法人」は上記表中（C）欄、（D）欄及び（E）欄の記載は不要

- (記載注意)
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
 - (2) (A)欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の賃借権の設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町別の合計面積を括弧書きで記載する。
 - (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
 - (5) (C)欄の「賃借権の設定等を受けた後」欄には、賃借権の設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
 - (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、賃借権の設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
 - (7) (D)欄の「氏名又は名称」欄には、全ての構成員の氏名又は名称を記載し、法人が農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合にあっては、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は構成員の氏名又は名称の後に「(提携事業者)」と記載する。また、「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。
 - (8) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。なお、「種類株主総会」の欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。
 - (9) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、賃借権の設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (10) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
 - (11) (E)欄の「住所」は、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町村名を記載する。
 - (12) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度における業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、賃借権の設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (13) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、賃借権の設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
 - (14) (I)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)する。(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
 - (15) 農地所有適格法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し(促進計画への記載含む。)、添付する。

様式第9号の3

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

| 整理番号 | | 法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D) | | 賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (E) | | 賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F) | | | |
|-------------------------------------|-----|--|----|------------------------------|--|--|-----------------------------|-------------------------------|----|----|----|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ² | | 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) m ² | | 賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C) | | 年間農業従事日数 | | 種類 | | 数量 | |
| | | | | | | 氏名 | 役職名 | | | | |
| 農地 | | 農地 | | | | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 採草放牧地 | | | | | | | | | | | |
| その他 | | 採草放牧地 | | | | | | | | | |
| 雇用労働力（年間延日数） | | | 人日 | | | | | | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況 (G) | 市町村 | 氏名 | | 住所地、拠点となる場所等 | | 賃借権の設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、賃借権の設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H) | 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況 (I) | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

- (記載注意)
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
 - (2) (A)欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の賃借権の設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町別の合計面積を括弧書きで記載する。
 - (3) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (4) (D)欄の「住所」には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に関し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町村名を記載する。
 - (5) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、利用権の設定等を受ける農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）する。（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
 - (7) 権利設定を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し（促進計画への記載含む。）、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和27年法律第229号)

| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
|--------------------------------|-------|
| ①第3条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限) | 有 ・ 無 |
| ②第4条 (農地の転用の制限) | 有 ・ 無 |
| ③第5条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) | 有 ・ 無 |
| ④第42条 (措置命令) | 有 ・ 無 |

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)

| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
|-----------------------------|-------|
| ①第15条の2 (農用地区域内における開発行為の制限) | 有 ・ 無 |
| ②第15条の3 (監督処分) | 有 ・ 無 |

(3) 種苗法 (平成10年法律第83号)

| 違反の対象 | 違反の有無 |
|-------|-------|
| | 有 ・ 無 |

(4) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
|--------------|-------|
| 第24条 (使用の禁止) | 有 ・ 無 |

2 1で「有」の場合

| 該当の有無 | 内容 |
|-------|----|
| | |

3 過去に権利取得後の農用地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

| 違反の時期 | 行為の時期 | 内容 | 理由 |
|-------|-------|----|----|
| 有 ・ 無 | | | |

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

(記載要領)

- この様式には、賃借権の設定等を受けようとする者の状況等を記載してください。
- 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態からは正されたものを除きます。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

機構関連事業説明書（所有者等用）

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」）が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

（機構チェック欄）

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、岡山県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、都道府県等が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県等が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されません。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

令和 年 月 日

上記内容について説明を受けました。

（所有者等）

氏名

様式第10号の2

※15年未満借り受ける場合

機構関連事業説明書

○機構関連事業について

- ・ 機構の借受期間が機構関連事業（※）の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあります。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県又は市町村が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことです。

機構関連事業説明書（転借人用）

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」）が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、都道府県等が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県等が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

機構関連事業説明書（簡易版）

○機構関連事業について

- ・農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）が行われることがあります。

(参考様式)

様式第12号の1 (契約期間が40年以内用)

令和 年 月 日

市町村長 (農業委員会会長) 様

(相続人)

住 所

氏 名

印

(被相続人との続柄・)

相続に関する自己申告書

下記の土地について、登記名義人は 年 月 日に死亡した (被相続人〇〇) であり、未相続ではありますが、現在は相続人である私 (契約者〇〇) が土地を管理しており、相続の手続きをすることになっています。

また、農用地利用集積等促進計画の各筆明細に記載している者は、私を含めて2分の1を超える共有持ち分を有する者であることを申告します。

については、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理権を設定する土地に係る権利及び義務の一切の事項は、私 (契約者〇〇) が責任をもって対応します。

記

1 農地中間管理権を設定する土地の所在

別紙のとおり (農用地利用集積等促進計画「1各筆明細」の写し)

(参考様式)

様式第12号の2 (契約期間が40年を超える用)

令和 年 月 日

市町村長 (農業委員会会長) 様

(相続人)

住 所

氏 名

印

(被相続人との続柄・)

相続に関する自己申告書

下記の土地については、登記名義人は 年 月 日に死亡した(被相続人〇〇)であり、未相続ではありますが、現在は相続人である私(契約者〇〇)が土地を管理しており、相続の手続きをすることになっています。

また、農用地利用集積等促進計画の各筆明細に記載している者は、私を含めて持ち分を有する全ての者であることを申告します。

については、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理権を設定する土地に係る権利及び義務の一切の事項は、私(契約者〇〇)が責任をもって対応します。

記

1 農地中間管理権を設定する土地の所在

別紙のとおり (農用地利用集積等促進計画「1各筆明細」の写し)

岡担財○第 号
令和 年 月 日

○○市町村長 様

岡山県農地中間管理機構
（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
○○支部長

農用地利用集積等促進計画に対する意見について（依頼）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、農用地利用集積等促進計画を定めたいので、同法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という。）第6の3（1）①に基づき、貴（市町村）の意見を求めます。

また、基本要綱第6の3（2）に基づき、同農用地利用集積等促進計画に係る貴（市町村）農業委員会の意見をご聴取いただき、併せてお知らせください。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 2 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 3 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 4 農用地利用集積等促進計画（ ） 通

※農用地利用集積等促進計画のうち、（配分）は機構が中間管理中の農地を耕作者に貸付しようとするもの、（移転）は、農地所有者から機構が農地を借受けている期間内で耕作者を変更しようとするものです。

様式第13号の1 別紙（市町村、農業委員会意見回答）
（参考様式）

番号 号
令和 年 月 日

岡山県農地中間管理機構
（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
〇〇支部長 様

〇〇市町村長

農用地利用集積等促進計画に対する意見について（回答）

このことについて、令和 年 月 日 岡担財〇第 号で照会の農用地利用集積等促進計画について、意見を述べます。

また、同農用地利用集積等促進計画について農業委員会から聴取した意見は、下記のとおりです。

記

1 市町村意見

2 農業委員会意見（令和 年 月 日聴取）

本農用地利用集積等促進計画（案）について、（市町村）農業委員会の意見は次のとおりである。

○（市町村）農業委員会の意見

※農業委員会の意見は、別紙により添付することも可能です。

岡担財○第 号
令和 年 月 日

○○農業委員会事務局長 様

岡山県農地中間管理機構
（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
○○支部長

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（依頼）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、農用地利用集積等促進計画を定めたいので、同法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）第6の3（1）②及び（2）に基づき、貴農業委員会の意見を求めます。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 2 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 3 農用地利用集積等促進計画（ ） 通
- 4 農用地利用集積等促進計画（ ） 通

※農用地利用集積等促進計画のうち、（配分）は機構が中間管理中の農地を耕作者に貸付しようとするもの、（移転）は、農地所有者から機構が農地を借受けている期間内で耕作者を変更しようとするものです。

(参考様式)

番号 号
令和 年 月 日

岡山県農地中間管理機構
(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)
〇〇支部長 様

〇〇農業委員会事務局長

農用地利用集積等促進計画に対する意見について（回答）

このことについて、令和 年 月 日 岡担財〇第 号で照会の農用地利用集積等促進計画について、下記のとおり、意見を述べます。

記

(意見)

様式第15号

岡担財決第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 (公印略)

農用地利用集積等促進計画に係る認可申請書

令和 年 月 日付け〇〇第 号で、提出のあった農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、原案のとおり決定したので認可を申請します。

記

1 農用地利用集積等促進計画 〇〇通 〇〇筆 〇〇m²

※以下、地域計画の区域外の農用地等に係る促進計画の場合

2 利害関係人の意見

3 提出された意見に対する対応

様式第15号（別添）

令和 年 月 日

市町村担当課長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
（岡山県農地中間管理機構）
業務推進本部長 (公印略)

公告（写）の交付について（依頼）

令和 年 月 日付岡担財決第 号により認可申請した農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定により認可・公告されたときは、その公告の写しを交付して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

様式第16号

知事の認可権限を市町村へ移譲したため、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の認可について（報告）」は廃止する。

以後の様式番号を変更する必要があるが、番号による認識が浸透しつつあることから様式番号は修正せず、様式第16号は欠番とする。

出し手 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)

農用地等の貸借について

別添、農用地利用集積等促進計画(写)のとおり、あなたの農用地等を農地中間管理機構が借り受け、受け手の方に貸付を行いますのでお知らせします。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画の写し(原本は市町村に保管されています)
- 2 農地中間管理機構を通じた貸借のご案内(出し手)

農地中間管理事業の仕組み



岡山 農地機構 検索



- 農地中間管理機構とは、法律により農地の貸借等を行う機関で(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団が岡山県知事の指定を受け機構の業務を行います。
- 地域計画により農地の利用を計画し、出し手と受け手が同意し、認可、公告された内容により、機構が出し手から借り受け、受け手に貸し付けます。
- 貸借の期間満了後は確実に農地が出し手に戻ります。期間中の変更や解約は、出し手と受け手が合意した場合等には可能です。
- 賃料が無償の「使用貸借」と有償の「賃貸借」があります。賃料は機構が徴収・支払を行いますので、出し手と受け手の方が直接、やり取りしないでください。

農地中間管理機構を通じた貸借のご案内 (出し手)

- 1 「農用地利用集積等促進計画」(契約に相当するものです。以下「促進計画」)に記載されている始期から、受け手が使用を開始します。
- 2 受け手の連絡先等につきましては、機構にお尋ねください。また、受け手の方から、機構にあなたの連絡先等のお尋ねがあった場合には、お伝えしますのでご了承ください。
- 3 促進計画の裏面には、貸借に係る共通事項(契約条項)が記載されていますので、今一度お目通しをお願いします。

4 賃料について

- ① 賃料は、1年分の賃料を12月15日までに**機構が受け手の方から徴収**(指定口座から振替)し、12月25日までに**機構があなたへ支払い**(指定口座に振込)ます。

※ あなたと受け手が直接、賃料をやり取りしないでください。

- ② 賃料を支払う開始年は、貸借の始期によって決まります。

| 農地の貸借の始期 | 開始年 |
|-------------|--------------|
| 1月1日～6月30日 | 貸付けた年から開始 |
| 7月1日～12月31日 | 貸付けた年の翌年から開始 |

- ③ 口座振替の手続き

指定口座は、同封の「振込先届」に記入し、返信用封筒(切手不要)でご返送ください。既に指定口座を届けられている方へは、「振込先届」を同封していません。

- ④ 振込手数料は、機構が負担します。機構は、手数料等をいたしません。

- 5 相続等による契約者の変更や、賃料・届出口座の変更などのご相談は、次の連絡先をお願いします。

岡山県農地中間管理機構

- ・備前支部 (岡山市中区小橋町 岡山県庁小橋町庁舎) 086-230-1500
- ・備中支部 (倉敷市羽島 備中県民局内) 086-435-7720
- ・美作支部 (津山市山下 美作県民局内) 0868-23-1325

※ 総合案内

業務推進本部 (岡山市中区古京町 岡山県庁分庁舎) 086-226-7423

農地中間管理機構を通じた貸借のご案内（出し手）

- 1 「農用地利用集積等促進計画」（契約に相当するものです。以下「促進計画」）に記載されている始期から、受け手が使用を開始します。
- 2 受け手の連絡先等につきましては、機構にお尋ねください。また、受け手の方から、機構にあなたの連絡先等のお尋ねがあった場合には、お伝えしますのでご了承ください。
- 3 促進計画の裏面には、貸借に係る共通事項(契約条項)が記載されていますので、今一度お目通しをお願いします。
- 4 相続等による契約者の変更などのご相談は、次の連絡先をお願いします。

岡山県農地中間管理機構

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・備前支部（岡山市中区小橋町 岡山県庁小橋町庁舎） | 086-230-1500 |
| ・備中支部（倉敷市羽島 備中県民局内） | 086-435-7720 |
| ・美作支部（津山市山下 美作県民局内） | 0868-23-1325 |

※ 総合案内

業務推進本部（岡山市中区古京町 岡山県庁分庁舎） 086-226-7423

受け手 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)

農用地等の貸借について

別添、農用地利用集積等促進計画(写)のとおり。農用地等を農地中間管理機構が借り受け、あなたに貸付を行いますのでお知らせします。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画の写し(原本は市町村に保管されています)
- 2 農地中間管理機構を通じた貸借のご案内(受け手)

農地中間管理事業の仕組み



岡山 農地機構 検索



- 農地中間管理機構とは、法律により農地の貸借等を行う機関で(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団が岡山県知事の指定を受け機構の業務を行います。
- 地域計画により農地の利用を計画し、出し手と受け手が同意し、認可、公告された内容により、機構が出し手から借り受け、受け手に貸し付けます。
- 貸借の期間満了後は確実に農地が出し手に戻ります。期間中の変更や解約は、出し手と受け手が合意した場合等には可能です。
- 賃料が無償の「使用貸借」と有償の「賃貸借」があります。賃料は機構が徴収・支払を行いますので、出し手と受け手の方が直接、やり取りしないでください。

農地中間管理機構を通じた貸借のご案内(受け手)

- 1 「農用地利用集積等促進計画」(契約に相当するものです。以下「促進計画」)に記載されている始期から、農地の使用が開始します。使用期間中は、促進計画に基づき効率的かつ適切に利用してください。
- 2 促進計画の変更や農地の形質変更、施設の設置等には農地の出し手や機構の同意が必要です。農業委員会の手続きが必要な場合もありますので、事前に機構にご相談ください。
- 3 出し手の連絡先等につきましては、機構にお尋ねください。なお、出し手の方から、機構にあなたの連絡先等のお尋ねがあった場合には、お伝えしますのでご了承ください。
- 4 促進計画の裏面には、貸借に係る共通事項(契約条項)を記載していますので、今一度お目通しをお願いします。
- 5 賃料について

- ① 賃料は、1年分の賃料を12月15日までに**機構があなたから徴収**(指定口座から振替)し、12月25日までに**機構が出し手の方へ支払い**(指定口座に振込)ます。

※ 出し手とあなたが直接、賃料をやり取りしないでください。

- ② **賃料を徴収する開始年は、貸借の始期によって決まります。**

| 農地の貸借の始期 | 開始年 |
|-------------|---------------|
| 1月1日～6月30日 | 借り受けた年から開始 |
| 7月1日～12月31日 | 借り受けた年の翌年から開始 |

- ③ 口座振替の手続き

指定口座は、同封の「口座振替依頼書」にご記入、届出印を押印の上、J A岡山、J A晴れの国岡山又は中国銀行の窓口で手続きをお願いします。

中国銀行の場合は**手続き後に渡される書類「預金口座振替申込書」**を、同封の返信用封筒(切手不要)で**必ず**送付してください。

なお、既に指定口座を届けられている方へは、「口座振替依頼書」は同封しておりません。

- ④ 口座振替ができないと、**あなたが送金手数料を負担し**機構の指定口座に送金していただくこととなりますので、口座振替の手続きをお願いします。
- ⑤ 賃借料の口座振替のご案内(又は請求書)は毎年11月15日頃に発送します。**機構への支払が遅れた場合は、延滞金が発生しますので、ご注意ください。**

- 6 相続等による契約者の変更や、賃料・届出口座の変更などのご相談は、次の連絡先をお願いします。

岡山県農地中間管理機構

- ・備前支部(岡山市中区小橋町 岡山県庁小橋町庁舎) 086-230-1500
- ・備中支部(倉敷市羽島 備中県民局内) 086-435-7720
- ・美作支部(津山市山下 美作県民局内) 0868-23-1325

※ 総合案内

業務推進本部(岡山市中区古京町 岡山県庁分庁舎) 086-226-7423

農地中間管理機構を通じた貸借のご案内(受け手)

- 1 「農用地利用集積等促進計画」(契約に相当するものです。以下「促進計画」)に記載されている始期から、農地の使用が開始します。使用期間中は、促進計画に基づき効率的かつ適切に利用してください。
- 2 促進計画の変更や農地の形質変更、施設の設置等には農地の出し手や機構の同意が必要です。農業委員会の手続きが必要な場合もありますので、事前に機構にご相談ください。
- 3 出し手の連絡先等につきましては、機構にお尋ねください。なお、出し手の方から、機構にあなたの連絡先等のお尋ねがあった場合には、お伝えしますのでご了承ください。
- 4 促進計画の裏面には、貸借に係る共通事項(契約条項)を記載していますので、今一度お目通しをお願いします。
- 5 相続等による契約者の変更などのご相談は、次の連絡先をお願いします。

岡山県農地中間管理機構

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・備前支部(岡山市中区小橋町 岡山県庁小橋町庁舎) | 086-230-1500 |
| ・備中支部(倉敷市羽島 備中県民局内) | 086-435-7720 |
| ・美作支部(津山市山下 美作県民局内) | 0868-23-1325 |

※ 総合案内

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 業務推進本部(岡山市中区古京町 岡山県庁分庁舎) | 086-226-7423 |
|--------------------------|--------------|

様式第18号

岡担財第 号
令和 年 月 日

遊休農地所有者 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

遊休農地の利用改善に向けた措置について(通知)

あなたが当機構へ貸付の意向を示された(〇〇市町村農業委員会から農地法第36条による勧告があった、あなた所有の)次の農用地等につきまして、遊休農地の解消に向けた措置が講じられれば、貸し付けることができる見込みがありますので、通知します。

記

1 対象農用地等

| 土地の所在 | 地目 | 面積㎡ | 備 考 |
|-------|----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 必要な措置

当該農用地の雑草・雑木除去、土石、汚染された土壌の除去等

農地利用意向調査に基づく農用地等の貸付希望申出書



令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

様

〒 ー

住所

(ふりがな)

氏名

印

年齢

才

電話番号 ()

FAX ()

携帯電話

予備連絡先(申込時に65才以上の方はご記入ください。)

〒 ー

住所

(ふりがな)

農地所有者との続柄

氏名

電話番号 ()

私は、私が所有する次の農用地等の農地中間管理機構への貸付を希望します。
なお、下記2の承諾事項について理解し、了承します。

1 貸付希望農用地

裏面のとおり

2 承諾事項

- (1) 農地中間管理機構が貸付希望農用地等の農地中間管理権を取得するまでの間は、貸付希望者が自ら当該農用地等を管理すること。また、「借受希望者」が見つからない場合は、農地中間管理機構は当該農用地等を借入できないこと。

注：機構は、農用地等が所在する市町村や農業委員会等と連携して借受希望者を探しますが、借受希望者が見つかった場合を除き、原則として、申出者への連絡は行いませんのでご了承ください。

- (2) 農業委員会が再生不能と判断した農地など農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、機構は借入できないこと。
- (3) 機構が農用地等を借入した後、1年間を経過してもなお貸付ができる見込みがないと認められるとき、また災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、当該農用地等の返還に応じること。
- (4) 本申出書に記載の情報は、農地中間管理事業実施のため、必要に応じ、当該事業に係る市町村、機関、団体、個人等へ「情報開示」されること。
- (5) 機構は、所有者の承諾を得ることなく当該農用地等を第三者へ転貸すること。
- (6) 賃貸借の場合は、金納となること。※物納は取り扱わないこと。
- (7) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあることを、承知している。

※貸付希望申出書の控えが必要な方は、ご自身で写しをおとりください。

農地利用意向調査に基づく農用地等の貸付希望申出書



記載例

令和〇年〇月〇〇日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

様

市町村への提出日を記入してください。

〒123-4567

岡山市中区〇〇町100番地

(ふりがな) さいだん じろう

氏名 財団 二郎 年齢 65才

携帯電話、FAX等があればご記入ください。

電話番号 (086)000-0000 FAX ()

携帯電話 080-0000-0000

予備連絡先(申込時に65才以上の方はご記入ください。)

65才以上の方は、あなた以外の連絡先も、お知らせください。

〒234-5678

住所 〇〇市〇〇町2丁目〇〇番地

(ふりがな) にないて はなこ

農地所有者との続柄

氏名 担い手 花子 長女

電話番号 (070)0000-0000

私は、私が所有する次の農用地等の農地中間管理機構への貸付を希望します。
なお、下記2の承諾事項について理解し、了承します。

1 貸付希望農用地

裏面のとおり

2 承諾事項

- (1) 農地中間管理機構が貸付希望農用地等の農地中間管理権を取得するまでの間は、貸付希望者が自ら当該農用地等を管理すること。また、「借受希望者」が見つからない場合は、農地中間管理機構は当該農用地等を借入できないこと。

注：機構は、農用地等が所在する市町村や農業委員会等と連携して借受希望者を探しますが、借受希望者が見つかった場合を除き、原則として、申出者への連絡は行いませんのでご了承ください。

- (2) 農業委員会が再生不能と判断した農地など農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、機構は借入できないこと。
- (3) 機構が農用地等を借入した後、1年間を経過してもなお貸付ができる見込みがないと認められるとき、また災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、当該農用地等の返還に応じること。
- (4) 本申出書に記載の情報は、農地中間管理事業実施のため、必要に応じ、当該事業に係る市町村、機関、団体、個人等へ「情報開示」されること。
- (5) 機構は、所有者の承諾を得ることなく当該農用地等を第三者へ転貸すること。
- (6) 賃貸借の場合は、金納となること。※物納は取り扱わないこと。
- (7) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあることを、承知している。

※貸付希望申出書の控えが必要な方は、ご自身で写しをおとりください。

様式第 20 号

岡担財第 号
令和 年 月 日

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請

〇〇農業委員会会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

下記の共有者不明農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるため、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を要請します。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

| 共有者不明農用地等の所在・地番 | 地目 | 面積㎡ | 設定しようとする権利の種類 |
|-----------------|----|-----|---------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

添付書類

- ・農用地利用集積等促進計画（案）
- ・不確知共有者関連情報

岡担財第 号
令和 年 月 日

(所有者等) 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

農地中間管理権に係る貸貸借（使用貸借）の解除について（通知）

このことについて、貴殿から借り受けている下記の農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（令和25年法律第101号）第20条の規定により、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除を行いますので通知いたします。

なお、貸付の継続を希望される場合は、別添の継続貸付申出書の提出をお願いします。

記

1 利用権を設定した土地等

別紙のとおり（農用地利用集積等促進計画の写し）

2 契約の解除理由

- ①農地中間管理権を取得した後、1年の期間を経過しても、なお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ②転借人への貸付を終了した後、1年の期間を経過しても、なお当該農用地等を新たな転借人等へ貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ③災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

3 継続貸付申出書の提出期限

令和 年 月 日まで

※この期限を経過すると、継続貸付の意思はないと判断し、当該契約解除手続きを開始しますので、継続貸付を希望される場合は、提出期限を厳守願います。

様式第22号

岡担財第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
農業委員会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)の解除について(報告)

このことについて、農地中間管理事業により借り受けている農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律(令和25年法律第101号)第20条により、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除を行う通知を所有者等にしておりますのでお知らせします。

記

所有者へ通知した書類の写し

農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)の解除について(通知)
(農用地利用集積等促進計画の写しを含む。)

様式第23号

岡担財第 号
令和 年 月 日

岡山県知事 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長

農地中間管理権に係る契約解除申請書

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（令和25年法律第101号）第20条の規定に基づき、別紙農用地等について農地中間管理権の設定に係る契約等の解除の承認を申請します。

記

- 1 農地中間管理権を設定した土地等
別紙のとおり（農用地利用集積等促進計画の写し）
- 2 解除する理由

令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者名)

継続貸付申出書

貴機構に農地中間管理権を設定している農用地等について、農地中間管理事業の契約解除事由に該当しますが、下記の事項を申し出ますので、引き続き貸付地として継続されるようお願いします。

記

- 1 農用地等の管理を自己の責任で行い、貴機構及び近隣に一切の迷惑をかけないこと。
- 2 農用地等の管理に係る全ての経費を自己負担すること。
- 3 管理不十分等がみられた場合は、契約を解除されても一切の異議を申し立てないこと。
- 4 農用地等の賃料の支払いを求めないこと。

※4は、賃貸借契約の場合のみに様式に記載する。

岡担財第 号
令和 年 月 日

所有者等 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長

農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)の継続について (通知)

このことについて、 年 月 日付けで貴殿から継続貸付の申出があった別紙の農用地等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 継続の可否
- 2 上記の理由
- 3 対象となる農用地 (農地中間管理権を設定した土地等)

別紙のとおり (農用地利用集積等促進計画の写し)

岡担財第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
農業委員会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長

農地中間管理権に係る賃貸借（使用貸借）の解除の可否通知について（報告）

農地中間管理事業により借り受けている農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定により、所有者等に対し契約の解除を通知していたところ、所有者から継続貸付の申出がありました。

この申出について、下記のとおり申出者に通知しましたのでお知らせします。

記

農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)について（通知）（写） 通
（農用地利用集積等促進計画を含む。）

岡担財第 号
令和 年 月 日

所有者等 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)の解除について (通知)

このことについて、 年 月 日付けで貴殿から継続貸付の申出があった別紙の農用地等について、下記のとおり、岡山県知事の承認により契約を解除することに決定したので通知します。

記

- 1 契約を解除する理由
- 2 対象となる農用地 (農地中間管理権を設定した土地等)
別紙のとおり (農用地利用集積等促進計画の写し)
- 3 岡山県知事の契約解除承認通知 (写し)

岡担財第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
農業委員会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長

農地中間管理権に係る賃貸借（使用貸借）の解除について（報告）

農地中間管理事業により借り受けている農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定により、岡山県知事に契約解除の承認を申請していたところ、承認されたので、下記のとおり、所有者等に通知しましたのでお知らせします。

記

- 1 農地中間管理権に係る賃貸借(使用貸借)について（通知）（写） 通
（農用地利用集積等促進計画を含む。）
- 2 知事承認通知（写し）

様式第 29 号

岡担財第 号
令和 年 月 日

借受者 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

農地中間管理事業で貸し付けた農用地等の利用状況報告について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条の規定により、当機構があなたに貸し付けた農用地等の利用状況を確認したいので、別添の報告書に記載のうえ、提出して下さい。

この報告は、賃貸借(使用貸借)の解除をすることができる」と規定されている同法同条第2項の第1号「当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。」に該当するかどうかの判断に利用します。

なお、この報告をしないときは、同法同条同項第2号「正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。」の規定に該当することとなり、契約の解除事由になりますのでご留意ください。

記

1 報告期限 令和 年 月 日

2 提出先

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 (岡山県農地中間管理機構)

備前支部 〒703-8293 岡山市中区小橋町 1-1-25

(岡山県庁小橋町庁舎 3階)

備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島 1083 (備中県民局 3階)

美作支部 〒708-8506 津山市山下 53 (美作県民局 5階)

様式第30号

岡担財第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
農業委員会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

農地中間管理事業で借り受けた農用地等の利用状況について(通知)

農地中間管理事業により利用権を設定した次の者に対し、農用地等の利用状況を確認するため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条の規定により、別添のとおり農用地等利用状況報告書の提出を求めましたのでお知らせします。

なお、この報告は、賃貸借(使用貸借)の解除をすることができる」と規定されている同法同条第2項の第1号「当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。」に該当するかどうかの判断に必要なため求めるものですので、念のため申し添えます。

記

- 1 報告を求めた者 住所
氏名
- 2 報告対象の農用地等 別添「農用地等利用状況報告書」記載の土地
- 3 報告期限 令和 年 月 日

農地中間管理事業で借り受けた農用地等利用状況報告書

住所 _____
氏名 _____ 印
(名 _____
電話番号 _____

提出日 令和 年 月 日

1 機構から借り受けした農用地の作付け状況(1筆毎に作付けした作物名を記入して下さい。)

| No. | 所在地 | 地目 | 面積 (m ²) | 作物名 | 収量 (kg) | 備考 |
|-----|-----|----|-------------------------|-----|------------|----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

2 周辺の農用地に及ぼしている影響

いずれか✓を付けてください。

なし ・ あり ありの場合
→

注：具体的に記載してください。

3 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

該当項目の□の中に✓をするか、その他の欄にご記入ください。(複数回答可)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 地域の道路、水路、ため池等の共同利用施設等の取り決めを守っている。 |
| <input type="checkbox"/> 地域の鳥獣被害対策の取組に参加している。 |
| <input type="checkbox"/> その他： |

注：その他にチェックされた場合は、その内容を記入してください。

農地中間管理事業で借り受けた農用地等利用状況報告書

住所 〇〇市●●●1010番地
 氏名 岡山 太郎 又は (有) 岡山農産 代表取締役 岡山太郎 印
 電話番号 〇〇〇 - ●●● - □□□□

提出日を記入してください。

提出日 令和 年 月 日

1 機構から借り受けした農用地の作付け状況(1筆毎に作付けした作物名を記入して下さい。)

| No. | 所在地 | 地目 | 面積 (m ²) | 作物名 | 収量 (kg) | 備考 |
|-----|----------------|----|----------------------|-------|---------|----------|
| 1 | 〇〇市●●●大字□□100番 | 田 | 5,000 | 米 | H26.9.1 | R6.10.31 |
| 2 | 〇〇市●●●大字□□110番 | 田 | 5,000 | ビール大麦 | H26.9.1 | R6.10.31 |
| 3 | 〇〇市●●●大字□□120番 | 畑 | 3,000 | キャベツ | H26.9.1 | R1.10.31 |
| 4 | 〇〇市●●●大字□□130番 | 畑 | 2,000 | たまねぎ | H26.9.1 | R1.10.31 |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 計 | | | 20,000 | | | |

2 周辺の農用地に及ぼしている影響

いずれか✓を付けてください。

なし ・ あり ありの場合 →

記載例
 ・無農薬栽培を行うべく防除回数を減らしたところ、害虫の発生が見られた。

「あり」にチェックした場合のみ記入してください。
 「なし」にチェックした場合は、記入しないでください。

注：具体的に記載してください。

3 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

該当項目の□の中に✓をするか、その他の欄にご記入ください。(複数回答可)

地域の道路、水路、ため池等の共同利用施設等の取り決めを守っている。

地域の鳥獣被害対策の取組に参加している。

その他：

注：その他にチェックされた場合は、その内容を記入してください。

岡担財第 号
令和 年 月 日

岡山県知事 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

賃貸借（使用貸借）に係る契約解除申請書

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第2項の規定に基づき、別紙農用地等について農地中間管理権の設定に係る契約等の解除の承認を申請します。

記

- 1 対象農用地（利用権を設定した土地等）
別紙のとおり（土地明細書または、各筆明細書の写し）
- 2 契約等を解除する理由
 - ①当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
 - ②当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
 - ③正当な理由がなくて農用地利用状況報告書の提出がないとき
 - ④農地法第6条の2第2項の通知を受けたとき

岡担財第 号
令和 年 月 日

転借人 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

賃貸借（使用貸借）契約の解除について（通知）

令和 年 月 日付け、岡担財第 号で農用地等の利用状況報告を求めた農用地等については、次の理由により、知事の承認を得て契約を解除しましたので、お知らせします。

つきましては、当該農用地等を原状回復のうえ、速やかに返還して下さい。

○契約等を解除する理由

- ・当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
- ・当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- ・正当な理由がなくて農用地利用状況報告書の提出がないとき

※上記のうち該当理由のみを記載すること

又は（農地法第6条の2第2項の通知を受けた場合）

○○農業委員会からあなたが農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第3号に掲げる要件に該当しない旨（※農地法施行規則第60条の2第3項の規定に応じて記載すること。）の通知があったため、知事の承認を得て、あなたが当機構から借り受けている農用地等の契約を解除しましたので、お知らせします。

つきましては、当該農用地等を原状回復のうえ、速やかに返還して下さい。

岡担財第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
農業委員会長 様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

賃貸借（使用貸借）契約の解除について（報告）

令和 年 月 日付け、岡担財第 号で通知した農用地等の利用状況報告を求めた農用地等については、次の理由により、知事の承認を得て別添のとおり契約を解除しましたので、お知らせします。

○契約等を解除する理由

- ・当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
- ・当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- ・正当な理由がなくて農用地利用状況報告書の提出がないとき

※上記のうち該当理由のみを記載すること

又は（農地法第6条の2第2項の通知を受けた場合）

○○農業委員会から令和 年 月 日付け、○○第 号で農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第3号に掲げる要件に該当しない旨（※農地法施行規則第60条の2第3項の規定に応じて記載すること。）の通知があったため、知事の承認を得て別添のとおり契約を解除しましたので、お知らせします。

令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
 (岡山県農地中間管理機構)
 理事長 殿

出し手

| |
|------------------------------------|
| 住 所 |
| 氏 名 |
| TEL・携帯 |
| 注：相続等で所有者の変更がありましたら、現所有者を記入してください。 |

○予備連絡先(できるだけ昼間の連絡先をご記入ください。)

| | | |
|---------------|--------------|--|
| 〒 | | |
| 住 所 | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 所有者との 続 柄 | |
| TEL・携帯 | | |

農用地等の貸借期間満了後の希望について (回答)

貸付の継続について、私の希望を下記のとおり回答します。

| 対 象 農 地 | | | 現行の契約内容 | | 貸付の継続について 該当するものに○をつけてください | |
|---------|----|---------|---------|----|-------------------------------|------------|
| 所在市町村: | | 面積 ㎡ | 期間 | 賃料 | | |
| 所在 | 地番 | | 契約満了年月日 | | | |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| | | | | | 1 継続希望 | 2 継続しない |

対象農地、現行の契約内容を転記しています。

※これは、貸借の申込ではありません。

- ・今後の貸借は、継続する場合も新たに促進計画等の契約書類の作成が必要です。
- ・継続にあたり契約内容の変更を希望する場合は、受け手の方と協議をお願いします。
- ・相手先が不明の場合は、機構支部へお問い合わせください。

(記入例)

令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
 (岡山県農地中間管理機構)
 理事長 殿

出し手

| | |
|------------------------------------|----------------|
| 住 所 | 岡山市中区古京町1-7-36 |
| 氏 名 | 財団 太郎 |
| TEL・携帯 | (086) 226-0000 |
| 注：相続等で所有者の変更がありましたら、現所有者を記入してください。 | |

○予備連絡先(できるだけ昼間の連絡先をご記入ください。)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 〒123-4567 | |
| 住 所 | 〇〇市〇〇〇100番地 |
| (ふりがな) さいだん じろう | 所有者との続柄 長男 |
| 氏 名 | 財団 二郎 |
| TEL・携帯 | (090) 1234-5678 |

農用地等の貸借期間満了後の希望について(回答)

貸付の継続について、私の希望を下記のとおり回答します。

記

| 対象農地 | | | 現行の契約内容 | | 貸付を継続しますか。 (該当するものに○をつけてください。) | |
|--------------|------|----------|----------|--------|-----------------------------------|-------|
| 所在 | 地番 | 面積 ㎡ | 期間 | 賃料 | 1 | 2 |
| (記入例) 内山下 | 1212 | 1,000.00 | 5年 | 1,500円 | ○1 | 2 |
| | | | R7.9.30 | | 継続希望 | 継続しない |
| (記入例) 内山下 | 213 | 560.00 | 5年 | 0円 | 1 | ○2 |
| | | | R7.11.20 | | 継続希望 | 継続しない |

対象農地、現行の契約内容を転記しています。

※これは、貸借の申込ではありません。

- ・今後の貸借は、継続する場合も新たに促進計画等の契約書類の作成が必要です。
- ・継続にあたり契約内容の変更を希望する場合は、受け手の方と協議をお願いします。
- ・相手先が不明の場合は、機構支部へお問い合わせください。

岡山市中区古京町一丁目7番36号
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 殿

受け手
住所

氏名

農用地等の貸借期間満了後の希望について (回答)

借受の継続について、私の希望を下記のとおり回答します。

記

| 対象農地 | | | 現行の契約内容 | | 借受を継続しますか。 (該当するものに○をつけてください。) | |
|--------|----|----------------------|---------|----|-----------------------------------|------------|
| 所在市町村: | | 面積 m ² | 期間 | 賃料 | 1 継続希望 | 2 継続しない |
| 所在 | 地番 | | 契約満了年月日 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

対象農地、現行の契約内容を転記しています。

※ これは、貸借の申込ではありません。

- ・今後の貸借は、継続する場合も新たに促進計画等の契約書類の作成が必要です。
- ・継続にあたり契約内容の変更を希望する場合は、出し手の方と協議をお願いします。
- ・相手先が不明の場合は、機構支部へお問い合わせください。

(記入例)

岡山市中区古京町一丁目7番36号
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 殿

受け手
住所 岡山県〇〇市〇〇町1234

氏名 〇〇 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

農用地等の貸借期間満了後の希望について (回答)

借受の継続について、私の希望を下記のとおり回答します。

記

| 対象農地 | | 現行の契約内容 | | 借受を継続しますか。 (該当するものに○をつけてください。) | |
|--------------|---------|----------|----------------------|-----------------------------------|---|
| 所在市町村:〇〇市 | 面積 ㎡ | 期間 | 賃料 | 1 | 2 |
| 所在 | | 地番 | 契約満了年月日 | | |
| (記入例) 内山下 | 1212 | 1,000.00 | 5年 1,500円 R7.9.30 | 1 | 2 |
| (記入例) 内山下 | 213 | 1,500.00 | 5年 1,500円 R7.9.30 | 1 | 2 |
| (記入例) 南溝手 | 1 | 414.00 | 10年 0円 R7.11.20 | 1 | 2 |

対象農地、現行の契約内容を転記しています。

※ これは、貸借の申込ではありません。

- ・今後の貸借は、継続する場合も新たに促進計画等の契約書類の作成が必要です。
- ・継続にあたり契約内容の変更を希望する場合は、出し手の方と協議をお願いします。
- ・相手先が不明の場合は、機構支部へお問い合わせください。

市町村長 様
農業委員会会長 様

岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)

〇〇支部長

農用地等の貸借契約の意向聴取について（お知らせ）

このことについて、当機構が貸借を行っている農用地等について、農用地等の所有者等及び転借人に契約満了後の契約継続意向の聴取を行ったところ、下記のとおりでしたので、お知らせします。

記

- 1 契約期間満了の時期 令和 年 月から令和 年 月まで
- 2 意向聴取の状況
 - (1) 所有者等の希望 通（別添（写）のとおり）
 - (2) 転借人の希望 通（別添（写）のとおり）
- 3 その他
 - 宛先不明にて送付できなかったもの 別表のとおり
 - 郵送されたが期限までに回答がないもの 別表のとおり

様式第38号の1

令和 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 様

(賃貸人)

住 所

氏 名

印

(転借人)

住 所

氏 名

印

賃料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

年 月 日 付け 公告の農用地利用集積等促進計画により設定された賃借権について、下記の理由により賃料を変更したく申出しますので、同意下さるようお願いいたします。

記

- | | | |
|---------|----|----|
| 1 変更前賃料 | 金 | 円 |
| | 物納 | Kg |
| 2 変更後賃料 | 金 | 円 |
| | 物納 | Kg |

※：金納から物納への変更ではできませんので、ご注意ください。

3 変更の理由

4 土地の表示 別紙のとおり

※賃借権には、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画による賃借権を含みます。

同意書

年 月 日 付け 公告の農用地利用集積等促進計画により設定された賃借権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積（別紙のとおり）
- 2 賃料を 円から 円に変更する。
(kg) (kg)
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名

印

(賃借人)

住 所 岡山市中区古京町1丁目7-36

氏 名

公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長

印

(転借人)

住 所

氏 名

印

※賃借権には、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画による賃借権を含みます。

農地賃借権の合意解約に係る契約書

賃貸人 _____ を甲とし、賃借人公益財団法人岡山県農林漁業担
い手育成財団を乙とし、農地の賃貸借の合意解約について、次の条項を締結す
る。

記

1 契約当事者の住所、氏名

賃貸人 住 所
氏 名

賃借人 住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

2 土地の所在・地番・地目・面積

3 合意解約の合意が成立した時期

令和 年 月 日

4 土地の引渡し時期

令和 年 月 日

5 離作補償の有無(補償額、支払年月日、代地補償の土地表示面積)

有 無

6 その他参考事項(解約の理由など)

7 特約事項(賃料、原状回復など)

上記のとおり、本契約の実証として本書2通を作成し、当事者各自記名押印
のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
氏 名

印

乙：住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

印

農地賃借権の合意解約に係る契約書

賃貸人公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を甲とし、賃借人 乙とし、農地の賃貸借の合意解約について、次の条項を締結する。

記

1 契約当事者の住所、氏名

賃貸人 住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

賃借人 住 所
氏 名

2 土地の所在・地番・地目・面積

3 合意解約の合意が成立した時期

令和 年 月 日

4 土地の引渡し時期

令和 年 月 日

5 離作補償の有無(補償額、支払年月日、代地補償の土地表示面積)

有 無

6 その他参考事項(解約の理由など)

7 特約事項(賃料、原状回復など)

上記のとおり、本契約の実証として本書2通を作成し、当事者各自記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 印

乙：住 所
氏 名 印

農地の使用貸借権の合意解約に係る契約書

貸人 〃 を甲とし、借人公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を乙とし、農地の使用貸借権の合意解約について、次の条項を締結する。

記

1 契約当事者の住所、氏名

貸人 住 所
氏 名

借人 住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

2 土地の所在・地番・地目・面積

3 合意解約の合意が成立した時期

令和 年 月 日

4 土地の引渡し時期

令和 年 月 日

5 離作補償の有無

有 無

6 その他参考事項(解約の理由など)

7 特約事項(原状回復など)

上記のとおり、本契約の実証として本書2通を作成し、当事者各自記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
氏 名

印

乙：住 所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏 名 公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)

理事長

印

農地の使用貸借権の合意解約に係る契約書

貸人公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を甲とし、借人
乙とし、農地の使用貸借権の合意解約について、次の条項を締結する。

記

1 契約当事者の住所、氏名

貸人 住所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏名 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長

借人 住所
氏名

2 土地の所在・地番・地目・面積

3 合意解約の合意が成立した時期
令和 年 月 日

4 土地の引渡し時期
令和 年 月 日

5 離作補償の有無
有 無

6 その他参考事項(解約の理由など)

7 特約事項(原状回復など)

上記のとおり、本契約の実証として本書2通を作成し、当事者各自記名押印
のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：住所 岡山市中区古京町一丁目7番36号
氏名 公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 印

乙：住所
氏名 印

様式第41号の1
(所有者等に関する変更届)

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 殿
(市町村経由)



変 更 届

お届け日 年 月 日

郵便番号 □□□□ - □□□□

住 所

名 前

㊟

農用地利用集積等促進計画に基づく契約について、以下の事項を変更しますので、お届けいたします。

※該当欄を☑して、変更する項目に記載してください。

| 変更事項 該当欄に ☑して下さい | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住所 | 〒□□□□ - □□□□ | 〒□□□□ - □□□□ | |
| ※ <input type="checkbox"/> (フリガナ) 名前・名称 | フリガナ | フリガナ | ※相続等の場合は必ずフリガナを記入 |
| <input type="checkbox"/> 電話番号 | () - | () - | |
| <input type="checkbox"/> ※無償契約の場合は記載不要です。 | 金融機関名 農協 銀行 | 金融機関名 農協 銀行 | 通帳の写し(表紙裏の上下ページ)を添付して下さい。 |
| | 支店名 本店 支店 支所 | 支店名 本店 支店 支所 | |
| | 種類 当座 ・ 普通 | 種類 当座 ・ 普通 | |
| | 口座番号 | 口座番号 | |
| | 口座名義フリガナ | 口座名義フリガナ | |
| | 口座名義 | 口座名義 | |
| 変更理由等 ※該当に○ | 1 住所・氏名の変更 2 相続(年 月 日死亡) 3 賃料受取口座の変更 4 その他() | (委任状) 私は、賃料の受取を、 代理人() に委任します。 ㊟ | ※賃料の受け取りを代理人に委任する場合は左枠に記入 |

※法人の場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

※その他変更する事項があれば、その他の欄へ記入して下さい。

※所有者死亡の場合は、備考欄に死亡年月日を記入してください。

※相続手続中の場合は、別紙「農用地利用集積等促進計画に係る貸人の変更について(届出)」(様式第41号の1別紙)を添付してください。

※契約には、これまでの農用地利用集積計画、農用地利用配分計画による契約を含みます。

様式第41号の1別紙

令和 年 月 日

公益財団法人
岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 殿

(相続人)

住 所

氏 名

印

(被相続人との続柄・)

貸人の変更について (届出)

(被相続人) が貴財団に権利の設定をした土地に係る一切の権利及び義務は、(被相続人) が令和 年 月 日に死亡したことにより、相続人である私が継承することになっています。

つきましては、【 年度から 年度までの カ年の賃料を、それぞれ対応する年度に、私が指定する口座に振り込むようお願いいたします。

また、【 】相続手続き中のため、私が責任をもって対応し、貴団体に対して一切ご迷惑のかかることがないよう確約します。

なお、私以外の全ての相続人の同意を得ていることを念のため申し添えます。

施行注意：使用貸借及び物納による契約の場合は、【 】内を削除して、使用して下さい。

様式第42号
(転借人に関する変更届)



公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理事長 殿
(市町村経由)

変 更 届

お届け日 年 月 日

郵便番号 -

住 所

名 前

印

農用地利用集積等促進計画に係る契約について、以下の事項を変更しますので、お届けいたします。

※変更する項目に☑して該当欄に記載してください。

| 変更事項 (該当欄に ☑して下さい) | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|----|
| <input type="checkbox"/> 住所 | 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> | 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> | |
| ※ <input type="checkbox"/> (フリガナ) 名前・名称 | フリガナ <input type="text"/> | フリガナ <input type="text"/> | |
| <input type="checkbox"/> 電話番号 | (<input type="text"/>) - <input type="text"/> | (<input type="text"/>) - <input type="text"/> | |
| 変更理由 ※該当に○ | 1 住所・氏名の変更 2 借受者の死亡 (令和 年 月 日死亡) 3 その他 (具体的に記入) | | |

※法人の場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

※借受者死亡の場合は、備考欄に死亡年月日を記入して下さい。

※その他変更する事項があれば、その他欄の枠内へ記入して下さい。

(注意) 市町村の農政担当課に提出 (又は郵送) して下さい。

※契約には、これまでの農用地利用集積計画、農用地利用配分計画による契約を含みます。

出し手（農地所有者）の予備連絡先

| | |
|-------|--|
| 出し手氏名 | |
|-------|--|

※ ご家族等が同意いただける場合は①、②をご記入ください。
（予備連絡先の提出は、任意です。）

①予備連絡先（ご家族等）

| | | | |
|---------------|--|---|-----|
| 氏名 (ご家族等) | (フリガナ) | | 印 |
| | ※氏名を自署するか、押印してください。 | | |
| | ※ <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 私は、私の住所、氏名、連絡先等が下記の「個人情報の取扱いについて」により取り扱われることに同意します。 | | |
| 住所 (ご家族等) | 〒 | — | |
| 出し手 との続柄 | ※父母、子、兄弟姉妹等 | | |
| 連絡先 (ご家族等) | 第1連絡先 | : | — — |
| | 第2連絡先 | : | — — |

○個人情報の取扱いについて

（市町村名等）は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。

上記のご家族等は、（市町村名等）が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等の関係機関に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。

②書類送付先（いずれかに○）

| | | | |
|-----|---|------|---|
| 出し手 | ・ | ご家族等 | ※両方に送付することはできません。 ご家族等への送付は、出し手のご了解の上で、選択してください。 |
|-----|---|------|---|

（記入例）

出し手（農地所有者）の予備連絡先

| | |
|-------|-------|
| 出し手氏名 | 岡山 太郎 |
|-------|-------|

※ ご家族等が同意いただける場合は①、②をご記入ください。
（予備連絡先の提出は、任意です。）

①予備連絡先（ご家族等）

| | | |
|---------------|---|-------------|
| 氏名 （ご家族等） | (フリガナ) オカヤマ ハナコ | 印 |
| | 岡山 花子 | |
| | ※ <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、私の住所、氏名、連絡先等が下記の「個人情報の取扱いについて」により取り扱われることに同意します。 | |
| 住所 （ご家族等） | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 岡山市〇区〇〇〇5678番地 | |
| 出し手 との続柄 | 子 | ※父母、子、兄弟姉妹等 |
| 連絡先 （ご家族等） | 第1連絡先 : 080 - 1234 - 5678 | |
| | 第2連絡先 : 086 - 123 - 4567 | |

○個人情報の取扱いについて

（市町村名等）は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。

上記のご家族等は、（市町村名等）が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等の関係機関に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。

②書類送付先（いずれかに○）

| | | | |
|-----|---|-------|---|
| 出し手 | ・ | ○ご家族等 | ※両方に送付することはできません。 ご家族等への送付は、出し手のご了解の上で、選択してください。 |
|-----|---|-------|---|